

令和4年1月 校長会資料

1	小学校高学年教科担任制について……………	1
2	通級指導教室に関する手続き等について……………	4
3	3学期の研修講座について……………	7
4	防災学習について……………	8
5	多文化共生EXPOについて……………	9
6	「じんけんフェスタinすずか」について……………	10
7	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について……………	14
8	教職員の交通事故防止について……………	19
9	令和3年度末教職員退職者関係書類の提出について……………	21
10	令和3年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項等について……………	24
11	時間外労働時間縮減の取組について……………	30

鈴教指第 2137号
令和4年 1月 日

(宛先) 各小学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長
学校教育課長

本市小学校高学年における教科担任制の導入について (依頼)

このことについて、令和3年10月26日付鈴教指第1605号にて、来年度から始まる教科担任制に向けた計画的な取組を進めていただくよう依頼したところです。

教科担任制の円滑な実施に当たっては、学校の実情に応じた取組が可能となるような人的配置の実現のため、来年度、必要に応じて加配をつけることを検討しております。しかしながら、加配の人数には限りがあることから、本市小学校高学年における令和4年度の共通実施内容については、下記の通りとします。

については、貴校教職員に周知するとともに、別添資料を参考にしながら、自校においてどのような取組が可能となるか検討し、実施に向けた計画を推進していただきますようお願いいたします。

記

1 共通実施内容

- (1) 5・6年生が各2学級以上の学校においては、同学年の担任間でそれぞれ1教科以上、授業を交換する。交換する教科は各校で決定する。
- (2) 5・6年生で単級の学年がある学校においては、専科教員や他学年の担任等を活用することで、高学年の担任の負担軽減（持ちコマ数の軽減、授業準備の効率化等）を図る。

2 送付文書

- (1) 資料：教科担任制に係る時間割編成例について
- (2) 大分県教育委員会作成資料「小学校教員の専門性を高めた質の高い授業の促進～小学校教科担任制の導入～手引き」（令和3年3月）

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 小川・森嶋 TEL 059-382-9028
学校教育課 教職員 G 藤見・奥山 TEL 059-382-7618

資料：教科担任制に係る時間割編成例について

学級担任間の交換授業を取り入れた時間割編成の例を紹介します。時間割を考えるにあたっては、学級数や専科教員の数、児童の実態等、さまざまな要因を加味する必要があります。

本市においては、10学級以下の小規模校から30学級以上の大規模校までさまざまな規模の学校があることから、例を参考に、各校の実情に合わせ、高学年における教科担任制の実施が可能となる時間割を考えていただくようお願いいたします。

① 5・6年生ともに2学級以上の学校

【同学年での交換授業の例】

<5年生2クラスの場合>

年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A先生	A	A	A	B	専	A	専	A	専
5年2組	B先生	B	B	A	B	専	B	専	B	専

(概要)

- ・5年1組のA先生が、1組と2組の社会を、5年2組のB先生が1組と2組の理科を指導。
- ・音楽、家庭、外国語は専科が指導。

(メリット)

- ・指導する教科が減ることで、他教科の教材研究等に充てる時間が確保できる。
- ・複数の目で学年を見ることができるので、多面的な児童理解が可能。

<6年生3クラスの場合>

年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
6年1組	A先生	A	A	A	B	専	A	A	C	専
6年2組	B先生	B	B	A	B	専	B	B	C	専
6年3組	C先生	C	C	A	B	専	C	C	C	専

(概要)

- ・6年1組のA先生が社会、6年2組のB先生が理科、6年3組のC先生が体育を指導。
- ・音楽、外国語は専科が指導。

(メリット)

- ・指導する教科が減ることで、他教科の教材研究等に充てる時間が確保できる。
- ・複数の目で学年を見ることができるので、多面的な児童理解が可能。

<6年生4クラスの場合>

年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
6年1組	A先生	A	A	A	B	専	A	A	A	専
6年2組	B先生	B	B	A	B	専	B	B	B	専
6年3組	C先生	C	C	C	D	専	C	C	C	専
6年4組	D先生	D	D	C	D	専	D	D	D	専

(概要)

- ・1組と2組、3組と4組の隣接学級同士で授業を交換。
- ・音楽と外国語は専科が指導。

(メリット)

- ・交換する授業を2教科にすることで、学年で同じ教科について指導の在り方を協議できる。
- ・ワークシートや資料等を共有することで、授業準備に係る時間を割くことができる。

② 5・6年生で単級がある学校

【5・6年生間での交換授業の例】

＜5年生1クラス，6年生1クラスの場合＞

年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年	A先生	A	A	A	B	専	A	専	A	A
6年	B先生	B	B	B	A	専	B	専	B	B

(概要)

- ・5年担任のA先生と6年担任のB先生が1教科を交換。
- ・音楽，家庭は専科が指導。

(メリット)

- ・同じ教科を2学年担当することで，系統性をもとに，見直しをもった学習指導を行うことができる。

【教員の専門性を活かした交換授業の例】

＜5年生1クラス，6年生1クラスの場合＞

年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年	A先生	A	A	A	A	専	A	専	A	1年C
6年	B先生	B	B	専	B	2年D	B	専	B	B

(概要)

- ・英語が得意な1年担任のC先生が，5年の英語を指導。
- ・音楽が得意な2年担任のD先生が，6年の音楽を指導。

(メリット)

- ・教員の専門性を活かすことで，より充実した教科指導が実現できる。

【他校との兼務専科を活用した例】

＜5年生1クラス，6年生2クラスの場合＞

年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年	A先生	A	A	A	A	専	A	専	A	兼専
6年1組	B先生	B	B	B	C	専	B	専	B	
6年2組	C先生	C	C	C	B	専	C	専	C	

(概要)

- ・他校との兼務専科が5年生，6年生の英語を指導。
- ・6年生は，同学年で授業を交換する。

(メリット)

- ・自校の専科だけでは，教科担任制に対応するのが難しい学校については，他校との兼務専科（加配）を活用することで，高学年の持ち時間を減らすことができる。

その他

学年の人数が10人以下など，小規模校においては，体育などを2学年合同で実施し，空き時間を生み出すといった工夫も考えられる。

通級指導教室に関する手続き等について

- 1 通級している児童生徒の「すずかっ子支援ファイル」への記入について
 通級していること、通級指導教室でどのような学習をしているのかということについて記入する。

※ 「個別の支援計画」(裏面) → 「関係機関の具体的な支援内容」 → 「教育機関」に、通級指導教室にいつから通級しているのか記入する。

教育機関(合理的配慮についても記載する)	本人
発達障がい等通級指導教室 (平成29年5月～ 令和〇〇年〇月〇日)	医療機関, その
担当:連絡先	担当:連絡先

※ 年度末には必ず評価・考察する。

	児童生徒の様子 困り感やニーズの把握	具体的な支援の手立て	手立ての評価・考察
生活面	友達とのコミュニケーションがうまくとれない。	通級指導教室で SST を個別で行う。	一定期間ごとに評価する

【参考】特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。(小・中学校学習指導要領 (H29年告示) 解説総則編)
 (小) P112～115 (中) P111～P113

2 年度末の通級指導教室に関する手続きについて (別紙1参照)

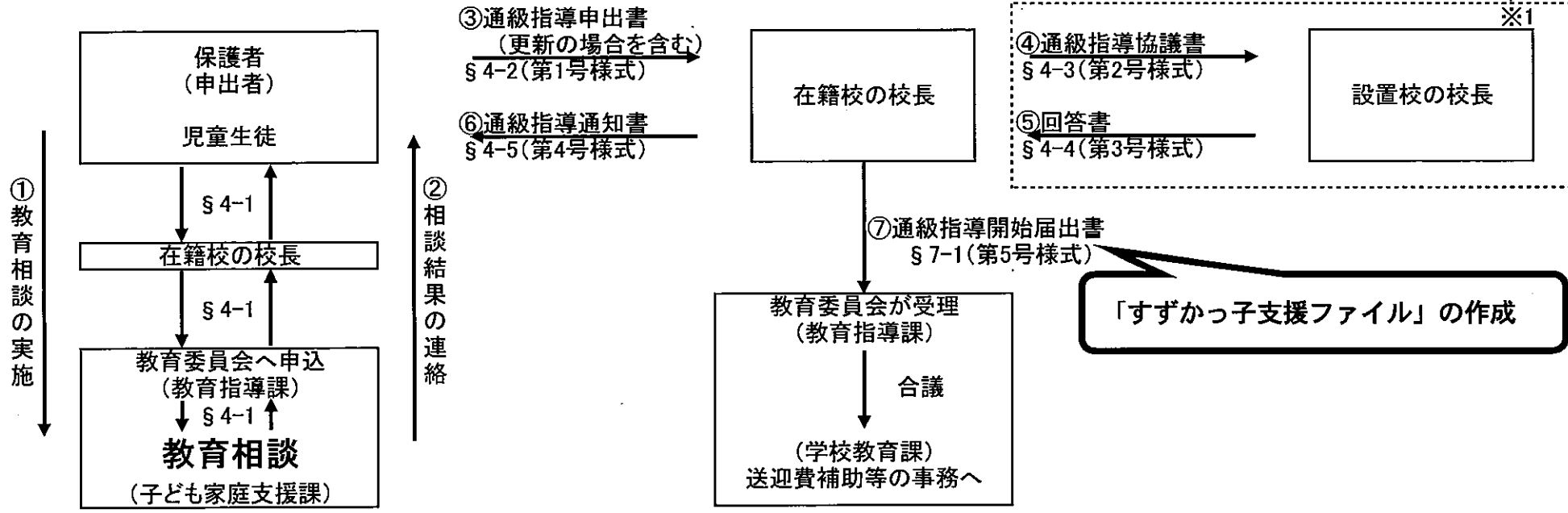
- 今年度通級による指導を受けている児童生徒が、来年度も継続して通級による指導を希望する場合、在籍校の校長は、保護者から通級指導申出書を受け取り、年度内に通級指導協議書を設置校に提出する。(別紙1 ③④)
 ※進学先で通級による指導を希望する場合は、保護者は進学先へ通級指導申出書を提出する。
- 設置校の校長は、新年度4月になってから回答書を在籍校の校長に送付する。
 (別紙1 ⑤)
 ※自校通級の場合は、回答の手続きは要しない。
- 在籍校の校長は、設置校の校長から受入れ可能の回答書を受けた場合、保護者に対し通級指導通知書を送付するとともに、通級指導開始届出書を教育指導課に提出する。
 (別紙① ⑥⑦)
- 「すずかっ子支援ファイル」が作成されていない場合は、作成する。

通級による指導の実施等に関する手続

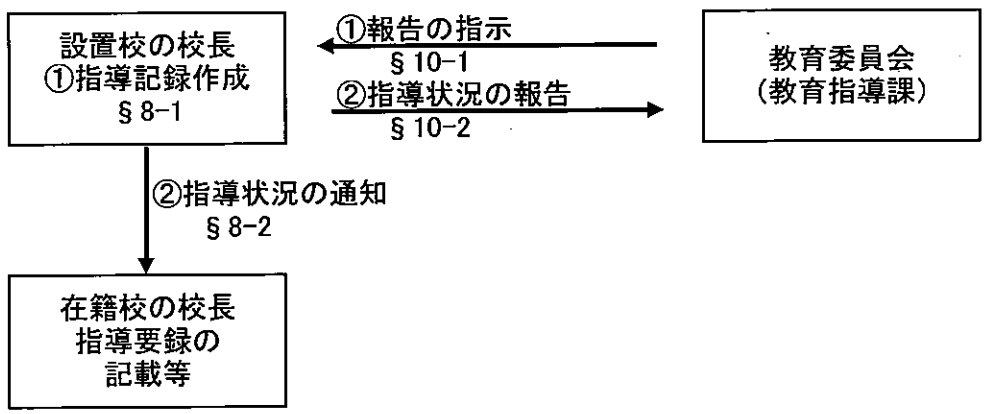
校長会資料

1 通級指導開始の手続

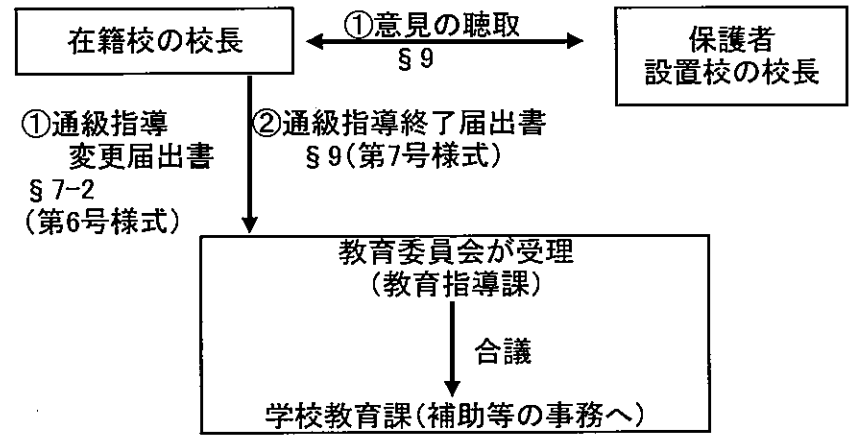
※1 自校通級の場合は、
④、⑤の手続は不要



2 通級指導中の手続等



3 通級指導の変更・終了の手続



【手続の概要】

1 通級指導開始の手続

(1)通級の手続

- ①通級による指導の希望があった場合には、在籍校長は保護者に「すずかっ子支援ファイル」の作成が必要であることを伝える。
児童生徒及びその保護者は、子ども家庭支援課が行う教育相談を受ける。原則として、保護者→在籍校長→教育指導課→子ども家庭支援課の順につなぐ。
- ②子ども家庭支援課は、相談結果を連絡する。原則として、子ども家庭支援課→教育指導課→在籍校長→保護者の順に連絡する。
- ③保護者は、教育相談により通級指導を受けることが適切であるとされたときは、通級指導申出書を在籍校長へ提出する。
この場合において、在籍校長は、保護者から通級指導の申出に係る聞き取りを十分に行うとともに、通級指導の実施に向けた調整を十分に図るものとする。
- ④在籍校長は、設置校長との通級指導の実施に関する協議のため、設置校長へ通級指導協議書を提出する。
- ⑤設置校長は、通級指導の実施に関する協議終了後、回答書により、在籍校長へ協議にかかる意見を回答する。
- ⑥在籍校長は、設置校との協議結果に基づき、通級指導の実施等について決定し、通級指導通知書により、保護者へ通知する。

(2)特別の教育課程の編成

- ⑦在籍校長は、特別の教育課程を編成したときは、遅滞なく通級指導開始届出書を教育委員会へ提出する。
在籍校長は、当該児童生徒について、「すずかっ子支援ファイル」が作成されていない場合は、作成する。

2 通級指導中の手続等

(1)指導記録の作成・通知

- ①設置校長は、指導の記録を作成し、適正に管理する。
- ②設置校長は、毎学期終了時及び通級指導終了時に指導の記録の写しを在籍校長へ通知する。

(2)指導状況の聴取

- ①教育委員会は、設置校長へ指導状況の報告を指示することができる。
- ②設置校長は、教育委員会の求めに応じ指導状況を報告する。

3 通級指導変更・終了の手続

(1)通級指導の変更

- ①在籍校長は、次のいずれかの変更があった場合には、通級指導変更届出書を教育委員会へ提出する。
 - ア 特別の教育課程の編成内容(年間授業時数・週時程)に変更があったとき
 - イ 児童生徒及びその保護者の名前、住所に変更があったとき
 - ウ 通級指導教室への交通手段に変更があったとき
 ※上記以外の変更(例:通級指導教室の種類、通級する学校、通級期間の変更等)をする場合には、変更届出書における処理はせず、再度「1 通級指導開始の手続」(場合によっては教育相談を省略することができる)により申請を行う。

(2)通級指導の終了

- ①在籍校長は、保護者及び設置校長から意見を聴取する。
- ②通級指導を終了する場合は、在籍校の校長が終了届出書を教育委員会へ提出する。
※当初設定した通級指導の期間を前倒して終了する場合に提出する必要があるが、通級指導の期間が満了した時には提出する必要は無い。

4 その他

(1)通級指導の期間の更新について

- ①当初、通級指導の期間を当該年度末までとした場合において、その後、年度をまたぐ更新を行う場合は、要綱第5条及び第6条の規定により更新手続を行う。
- ②当初、通級指導の期間を当該年度途中までとした場合において、その後、同一年度内において期間の更新(指導期間の延長)を行う場合には、要綱第7条第2項の規定により、通級指導変更届出書による「特別の教育課程の編成状況の変更」の取扱いとし、在籍校長が通級指導変更届出書より、教育委員会へ届け出るものとする。

3 学期の研修講座について

No.	講座名	対象	校種	開催日	時間	形式	会場
	(健康福祉部健康づくり課共催) こころの健康セミナー	全	小中	1月19日(水)	15:30~ 17:00	オンライン	Chrome book
	家庭と連携した出欠フォームと 検温フォームの活用	全	小中	1月26日(水)	15:30~ 16:30	オンライン	Chrome book

◆専門研修 【A 教科等研修】

SA-3	体育(体づくり運動)	全	小	1月27日(木)	16:00~ 17:00	実技 演習	旭が丘 小学校
------	------------	---	---	----------	-----------------	----------	------------

◆テーマ別教育課題研修

T-2	プログラミング教育①	I	小中	1月17日(月)	15:30~ 17:00	集合	市役所 1203
T-2	プログラミング教育②	I	小中	1月31日(月)	15:30~ 17:00	集合	市役所 1203

＜確認事項＞

- 1 申し込みは、教職員研修サイトの各「受講講座申し込みシート」へ入力してください。「受講申し込みシート」の合計人数欄は、申込者を把握していただく意味で、管理職が確認して入力してください。
- 2 申込締め切りは、1月7日(金)です。こころの健康セミナーは、すでに募集を終えています。参加の希望がありましたら、担当へ御連絡ください。
- 3 当日の遅刻や欠席等については、必ず管理職に相談のうえ、担当まで連絡をお願いします。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課研究 G 伊藤 佳代子 059-382-9056

鈴教指第 2086 号
令和 4 年 1 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

3. 1 1 防災学習の取組について (依頼)

このことについて、令和元年 7 月及び 8 月校長会において下記のとおり連絡をしましたが、令和 3 年度についても各校で再度御確認の上、引き続き取組をすすめていただきますようお願いします。

記

1 取組内容

毎年、3 月 1 1 日を「防災学習の日」と位置づけ、防災について考える機会とする。各校においては、避難訓練を実施するとともに、地域の特性や児童生徒の実態に合わせて防災に係る学習を実施する。3 月 1 1 日が学校休業日の場合は、その前後で、教育委員会が指定する日に行う。避難訓練の実施に伴い、実施届出書を教育指導課に提出する。

2 防災に係る学習の実施例

- ・学校の実情に合わせた防災講話
- ・三重県教育委員会作成の防災ノートを利用した防災学習
- ・女川中学校との短歌・俳句の交流を活用した防災学習
- ・平成 3 0 年度に教育指導課が作成した防災学習動画資料を利用 (H31.2 各校に送付済、鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトにも掲載)

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導 G 神戸 淳一
TEL : 059-382-9028
E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和3年度「多文化共生教育実践 EXPO」について

1 日時 令和4年2月4日(金) 15時30分～17時00分(受付 15時00分～)

2 会場 鈴鹿市庁舎 12階 1203大会議室 (教育支援課 059-382-9055)

3 目的

- 鈴鹿市の多文化共生教育についての現状や課題を、実践交流を通して明らかにする。
- 各学校における多文化共生教育の取組等を交流し、今後の教育実践の充実を図る。

4 参加者

多文化共生教育担当者, 日本語教育担当者, 外国人教育指導助手, 日本語指導講師, 希望する教員など 各校1名以上

5 実践発表校

・玉垣小学校 ・天名小学校 ・神戸中学校

6 日程

- 15:30～15:35 あいさつ
- 15:35～16:30 多文化共生教育実践発表(3校)
 - ・各校発表 15分×3校
 - ・質疑応答 10分
- 16:30～16:50 講評及び講演
三重県教育委員会小中学校教育課
- 16:50～16:55 質疑応答
- 16:55～17:00 アンケート記入

7 提出物及び提出締切日

- ・当日配布資料「学校紹介・多文化共生の取り組み」(40校)(別紙1)
- ・当日配布資料「発表概要」(発表校のみ)(別紙2)
- ・参加者報告(別紙3)

※いずれも1月21日(金)〆切

8 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催方法が変更になることもあります。

「じんけんフェスタ in すずか」について

今年度も人権尊重都市宣言に基づいた明るく住みよい社会の実現をめざして、総合的な啓発イベント「じんけんフェスタ in すずか」を開催します。

開催に際しては、『三重県指針』ver. 14 に基づく新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を徹底し、小中学生による人権作文朗読や演劇上演については、座席指定券を配布し、ソーシャルディスタンスが確保できるような座席配置を行い実施します。

- 1 期 日 令和4年1月22日（土）23日（日）10:00～16:00
- 2 会 場 鈴鹿市文化会館
- 3 主 催 鈴鹿市 鈴鹿市教育委員会 三重県
- 4 参 加 各校1名
- 5 注 意 人権作文の朗読は、人権ふれあい劇場のオープニングとして実施されます。参加者の多くは一般公募で抽選された方々ですが、**教育関係者は朗読終了後も、そのまま観劇いただけます。**

1月22日（土） 会場／けやきホール 座席指定券が必要

≪小中学生「鈴鹿市人権に関する作文朗読」≫ 14:00～14:20 （開場 13:00）

「鈴鹿市人権に関する作文」朗読予定者

「おにごっこにさそってくれた友だち」	玉垣小学校	3年生	竹口	くるみさん
「みんなが暮らしやすい世の中へ」	稲生小学校	6年生	松橋	由依さん
「みんながみんならしく生きるためには」	天栄中学校	1年生	眞弓	拓豊さん

≪演劇上演≫ 14:30～15:35 （教育関係者はそのまま観劇いただけます）

ヒューマンフェスタ人権ふれあい劇場：「学校ウサギをつかまえろ」

出演：劇団うりんこ

1月22日（土）1月23日（日）会場／さつきプラザ （観覧自由）

≪小中学生人権ポスター代表作品等の展示 等≫ 10:00～16:00

1月22日（土）～23日（日）の期間中、「2021年度 鈴鹿市人権問題啓発ポスター（小中学生人権ポスター代表作品）」や人権に関するパネル等を展示します。

1月23日（日） 会場／けやきホール 一般公募

≪公演会≫ 13:30～15:30 （開場 12:30）

演題：「新ちゃんのお笑い人権高座とゆかいな仲間たち」

内容：露の新治人権噺（約60分間）

露の新治一座公演（約60分間）

出演：露の新治さん（落語家）、演芸出演者

じんけんフェスタ inすずか

2022年1月22日(土)・23日(日) 10:00~16:00 鈴鹿市文化会館

22日(土) 14:00~14:20

小中学生による人権作文朗読

※手話通訳、要約筆記あり

ヒューマンフェスタ人権ふれあい劇場 (けやきホール)

「学校ウサギをつかまえろ」

22日(土) 14:30~15:35
(開場 13:00)

出演 劇団うりんこ

— 届きそうで届かない、すぐそこなのに。 —

逃げたウサギを捕まえるため、ぎくしゃくしながらも、しだいに力を合わせていく子どもたちの心の交流を描いた物語。



入場無料、定員300人(要座席指定券)、託児あり

公演会 (けやきホール)

「新ちゃんのお笑い人権高座と ゆかいな仲間たち」

23日(日) 13:30~15:30 (開場12:30)

出演



露の新治さん (落語家)



桂勢朝さん (落語家)



豊来家板里さん

(太神楽曲芸師)



露の新幸さん (落語家)

入場無料、定員300人(要座席指定券)

手話通訳・託児あり

※各イベントは、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を制限しています。

「ザ・ふんころがしの かなちゃんとおそぼう」

22日(土)

10:00~11:00

(第一研修室)

主催 鈴鹿市人権擁護委員会

定員
40名

パネルシアター
絵本の読み聞かせ
ふれあい遊び など



申込方法は
裏面をご覧ください。

主催 鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会、三重県

協力 旭化成株式会社、住友電装株式会社、本田技研工業株式会社、鈴鹿市人権擁護委員会、
鈴鹿市保護司会、障害者総合相談支援センターあい、公益財団法人鈴鹿国際交流協会

パネル展示 22日(土)・23日(日) 10:00～16:00
(さつきプラザ)

・小中学生人権ポスター代表作品

・市関係各課、市内企業、団体、学校による人権啓発パネル

申込み方法

申込み 令和4年1月5日(水)(必着)までに、①件名(「人権ふれあい劇場希望」、「公演会希望」、「ザ・ふんころがしのかなちゃんとおそぼう」、「全て希望」など希望する内容が分かるように明記してください)②郵便番号③住所④氏名⑤電話番号⑥枚数を記入の上、問合せ先へメール、はがき、FAXか、直接窓口(平日8時30分～17時15分、12月29日(水)から1月3日(月)までを除く)で申込みください。

※1回の申込みで4枚まで応募できます(1人につき1枚必要)。

※メールの場合は、件名に希望の内容を書いてください。

※締切り後抽選の上、当選者に「座席指定券」を発送します(令和4年1月12日(水)発送予定)。

※応募の際の個人情報は、当事業以外には使用しません。

託 児 先着10人(生後6カ月～小学校就学前)、無料。座席指定券応募の際に、①人数②年齢③性別を記載し申込みください。

【お願い】

- ・来場の際は、マスクの着用・検温・手指消毒等、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。

【駐車場案内図】

P=駐車場



【問合せ先】

鈴鹿市地域振興部人権政策課(鈴鹿市役所4階)

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL: 059-382-9011

FAX: 059-382-2214

E-mail: jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

人権に関するご相談は

法務局の、みんなの人権110番(0570-003-110)、子どもの人権110番(0120-007-110)、女性の人権ホットライン(0570-070-810)もしくは、津地方法務局人権擁護課(059-228-4193)、鈴鹿市人権擁護委員会(相談日・相談場所は、鈴鹿市ホームページ各種相談の人権相談にて確認してください。)へ。また、市でも人権相談を受け付けています(人権政策課 059-382-9011)。

子どもを性暴力の加害者・被害者にならないための教育

- 誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っている。お互いの心と体を大切に
意識、態度を育成することが求められている。
- 本市において、性暴力、性被害者の当事者になってしまう事例が発生している状
況がある。子どもがSNS等に触れる機会が増え、性犯罪等つながる情報にさらされて
いることも懸念される。
- 性暴力事案発生事後の再発防止に向け、児童相談所等の関係機関とともに進めてい
く必要があるが、事前の予防教育が強く求められる。

予防教育の充実のために

- 児童生徒に対する性暴力・性被害にかかわる研修会等を実施し、すべての教職員が
正しい知識を身に付ける。
- 日ごろから児童生徒の学校生活の様子や言動等を丁寧に観察し、児童生徒が抱えて
いる悩み等を把握する取組を進める。

① 学校内の情報共有・教育相談体制の充実

- 児童生徒の「気がかりな様子」等を適切に把握し、校内で迅速に情報共有をする。
- 学級担任、生徒指導担当教諭、養護教諭等が連携し、学校内の教育相談体制の充実を
図り、未然防止の取組について協議し、迅速に対応する。

② 保護者との情報共有・支援会議等の充実及び関係機関との連携

- 校内で把握した児童生徒の様子などを保護者とも適切に情報共有を行う。
- 保護者を交えた支援会議等を行い、学校と家庭の連携・協力を図る。
- 必要に応じて、医療・福祉等の関係機関とも連携を図り、支援体制の充実を図る。

③ 学習指導要領にもとづいた性教育の指導の充実

- 体育科・保健体育科の授業や特別活動の取組を養護教諭等と連携し、充実させる。
- 道徳科や総合的な学習の時間等で、いのちの尊さ等を考え合う「いのちの教育」を
推進する。
- 健康教育出前講座（中学校）やすずか夢工房を活用し、産婦人科医等の専門的な知識
を持った外部講師から学ぶ取組を行う。

④ 文部科学省の「生命（いのち）の安全教育」（教材）等を活用する。

- 「生命（いのち）の安全教育」教材は、子どもたちを性暴力の加害者・被害者にしな
いために、文部科学省が令和3（2021）年4月16日に公開した教材。文部科学
省のサイトからダウンロードできる。
- プライベートゾーン等に関する小学校低学年向け学習教材（絵本）「おしえて！くも
くん」が三重県環境生活部から6月に小学校へ配付されている。巻末のID、パスワー
ドで教材をダウンロードできる。

校長会資料

鈴教学 第2242号
令和3年12月7日

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について(通知)

教職員の服務規律の確保等について、別添(写)のとおり三重県教育委員会教育長から通知がありましたので、教職員に周知し、一層の注意が払われるよう指導をお願いします。

記

○ 別添文書

- ・○ R03.12.02 綱紀粛正及び服務規律の確保通知(写)

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】

各市町等教育委員会教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、学校教育に対する県民の関心がますます高まるなか、かねてから注意を喚起し、貴職におかれても格段の配慮をいただいているところです。

県教育委員会は、令和3年3月11日に、「不祥事根絶に向けた対応策について」を発出し、県教育委員会、市町等教育委員会、学校が一丸となって不祥事の根絶と教育の信頼回復に向けて全力で取り組んできました。

しかしながら、本年度、自家用車内での生徒との不適切な行為や交通事故による懲戒処分事案が発生するなど、県民の教育に対する信頼を損なう事案が生じています。

教職員は常に自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律し、教育に対する県民の信頼の確保に努める必要があります。年末・年始を迎えるにあたり、下記事項について全教職員へ周知していただき、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保に、改めて格段の注意を払われるようお願いいたします。

あわせて、今年度作成した教職員向けコンプライアンス・ハンドブック「不祥事根絶に向けて」を活用し、実際に生じた事例を参考にした種別ごとの事例シートを用いて、不祥事発生に係る原因や背景及び対応策を考える機会を設定するなど、不祥事根絶に向け、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが不祥事根絶を他人事と捉えることなく、改めて自分事として自覚して行動することにつながる取組を進めてください。

各市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員の盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等はあってはならないことである。令和2年9月に「懲戒処分の指針」を一部改正し、「児童生徒に対し、わいせつ行為をした教職員等は、免職とする。」としたところであり、程度にかかわらず断じて許されるものではないことを教職員一人ひとりが再認識するよう、所属職員へ周知徹底すること。また、今年度、県立学校において実施した「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」で生徒から回答があった学校においては、その内容を踏まえ、生徒との関わり方、生徒に対する言動を見つめ直す機会を設定するなど、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

わいせつ行為等は、職務に関係のない個人的なSNSやメールのやりとりをきっかけとしている場合があることから、「県立学校における教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」などを参考のうえ、SNS等の使用に係る適切な取扱いについて徹底すること。また、他の教職員の目が行き届きにくい空間や自家用

車内で児童生徒と1対1で対応している状況で発生していることから、他の教職員の目が行き届きにくい空間での児童生徒への1対1の対応は行わないこと。やむを得ない事情により校長の承認を得た場合を除いては、児童生徒の輸送のために自家用車を使用しないことを徹底すること。

2 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止に県全体で取り組んでいるところであり、12月1日から10日までは年末の交通安全県民運動期間とされている。また、平成25年7月1日から「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」が施行されているところである。

これから年末・年始の時期に向けて、飲酒の機会がある場合においても、飲酒運転の危険性、反社会性を一層認識し、飲酒後は絶対に運転しないことや飲酒の機会があるときは車で出かけるなど、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図ること。

また、横断歩道手前の減速・停止、横断歩道における歩行者優先を徹底するなど、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員が交通法令を遵守するのはもちろんのこと、交通安全県民運動のスローガン「思いやる やさしい心で 走る三重」を踏まえ、自らが事故を起こすことのないよう十分注意し、交通事故の防止に取り組むこと。

3 体罰等の禁止について

各市町等教育委員会及び学校においては、体罰の実態把握及び未然防止の取組が進められ、件数は減少しているものの、依然として体罰事案は発生している。

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃していないかを常に検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、引き続き、体罰防止に関する取組を進めること。

教職員は、アンガーマネジメント研修の受講等、自らの資質向上に努めるとともに、学齢、障がい、家庭環境等、児童生徒の状況や言動の裏側にある背景を踏まえたうえで、常に愛情と責任を持って指導にあたり、児童生徒が自信を喪失したり、屈辱を感じたりするような言動は厳に慎み、児童生徒の人権に十分配慮した教育活動を推進すること。

4 個人情報及び公文書等の適正な管理について

各学校においては、児童生徒の個人情報にかかる書類・電子データなど、外部に流出してはならない公文書等は施錠できる場所に保管し厳重に管理するとともに、校舎外へ持ち出さないよう徹底すること。また、会議等でやむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、校長の許可を得るとともに、ファイルへのパスワード設定等、可能な限りの保護対策を施すこと。さらに、試験結果や成績等、重要な個人情報については電子メールで送信してはいけないこと、校外に持ち出す際には書面による校長の許可が必要であることを徹底すること。

各学校における具体的な管理方法やルールは、全教職員に周知し、確実に実施できるよう徹底すること。

5 勤務時間の適正管理及び休暇の適切な運用について

公務員には職務専念義務があり、長期休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、長期休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。特に、昨年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務が認められているところであるが、授業等、学校運営に必要な業務が遂行できる体制を維持したうえで、適切に運用すること。

また、病欠休暇の承認にあたっては、通院・治療証明書等の原本を確認し、当該職員の病状等を十分に把握すること。特別休暇においても、当該職員にその事由をできる限り具体的に記入させ、必要に応じて証明書類の提出を求めるなどしたうえで承認すること。

6 部活動等の指導における安全確保について

冬季は予想外の強風や突風の発生が考えられることや、持久走・長距離走を実施する機会が増えることから、部活動及び体育の授業や特別活動での体育的行事における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、指導にあたっては、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施し、特に校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分留意すること。また、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているかにも留意すること。

新型コロナウイルス感染症については、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、近距離で一斉に大きな声を出す活動など、対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いをするなど適切な措置を講ずること。部活動の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を確認し、発熱等の風邪症状がある場合は部活動への参加を見合わせるよう指導すること。また、冬季休業中に部活動を行う場合は、当日、顧問や引率教員が健康状態を確認するなど適切な措置を講ずること。

7 ハラスメントの防止について

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」において、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのハラスメント等のない職場づくりを進めることとしており、令和2年9月に策定した「ハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づき、すべての教職員等が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働ける職場環境を確立するとともに、児童生徒・保護者が教職員等を信頼し、伸び伸びと楽しく学べる教育環境の充実に努めているところである。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得ることを認識し、職員一人ひとりが、お互いの人格を尊重する働きやすい職場となるよう、普段からコミュニケーションを大切にするとともに、管理職は職員の状況を把握し、風通しのよい職場づくりに努めること。

8 営利企業等への従事制限・兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、不動産の賃貸、太陽光電気の販売を含め、兼職及び事業等への従事には、任命権者（県費負担教職員の場合は各市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

9 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

また、現在、大人数や長時間におよぶ飲食については、新型コロナウイルスへの感染リスクが高まることから参加を避けるよう協力要請されているところであるが、今後も「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた『三重県指針』」や県教育委員会が発出する通知等の内容に基づき、感染防止対策を徹底すること。

10 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金するなど、手元での保管期間を極力短くし、紛失や盗難被害の防止に努めること。

また、通帳・印鑑の管理、出入金手続き、及び収支に係るチェック体制を整え、単独で出入金を行えないようにするなど、公金等の一層の厳正な管理に努めること。

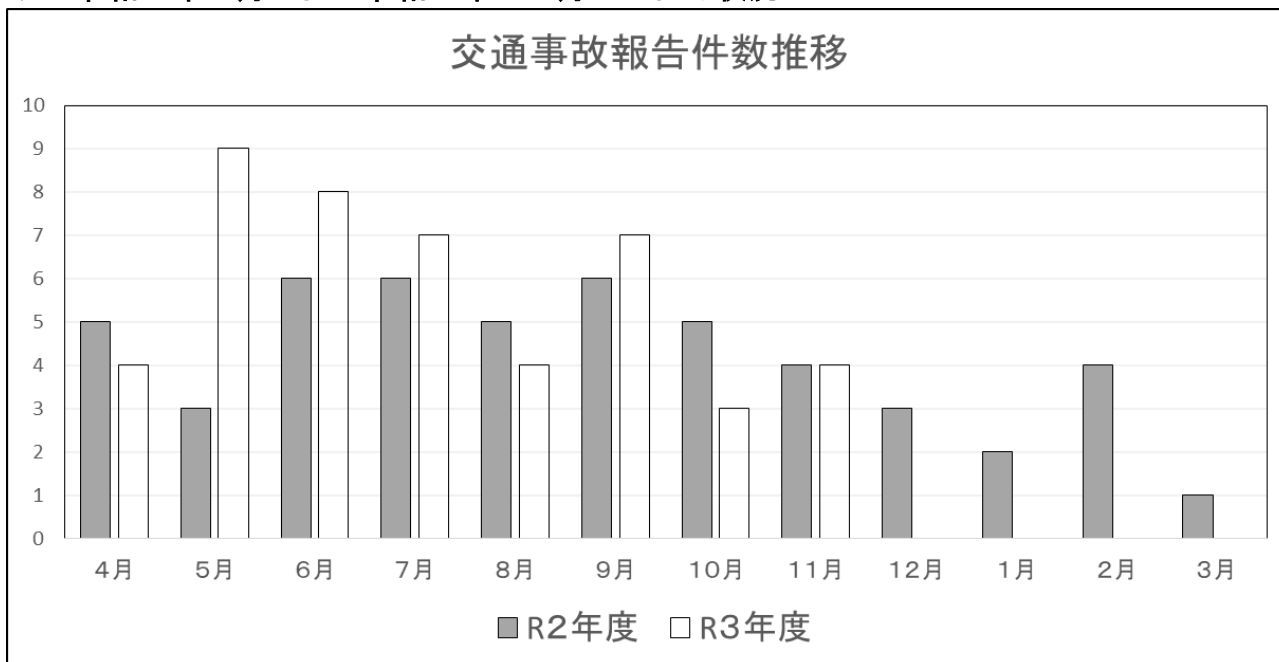
11 教職員の服務規律の確保

挨拶や保護者対応等の基本的なマナー、教職員の勤務時間中の行動（喫煙、私用電話等）、交通ルールの遵守など教職員の服務規律について、依然として県民からの意見や指摘がある。

また、ワクチン接種は希望に基づき行われるものであり、接種を強制することや、接種していない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為を行わないことはもちろんのこと、教職員が児童生徒に対し、ワクチン接種の有無を他の児童生徒の前で確認するなど、差別や同調圧力につながる行為を行わないこと。

一人の教職員の行動が、教職員全体の信用を著しく損なうことになる場合があることから、教職員一人ひとりが自覚を持ち、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、公正・誠実に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県民の信頼に添えていくこと。

◆ 令和3年4月1日～令和3年11月30日の状況



46件(前年度比 +6件) 11月30日現在

加害 31件(双方含む)

人身 3件

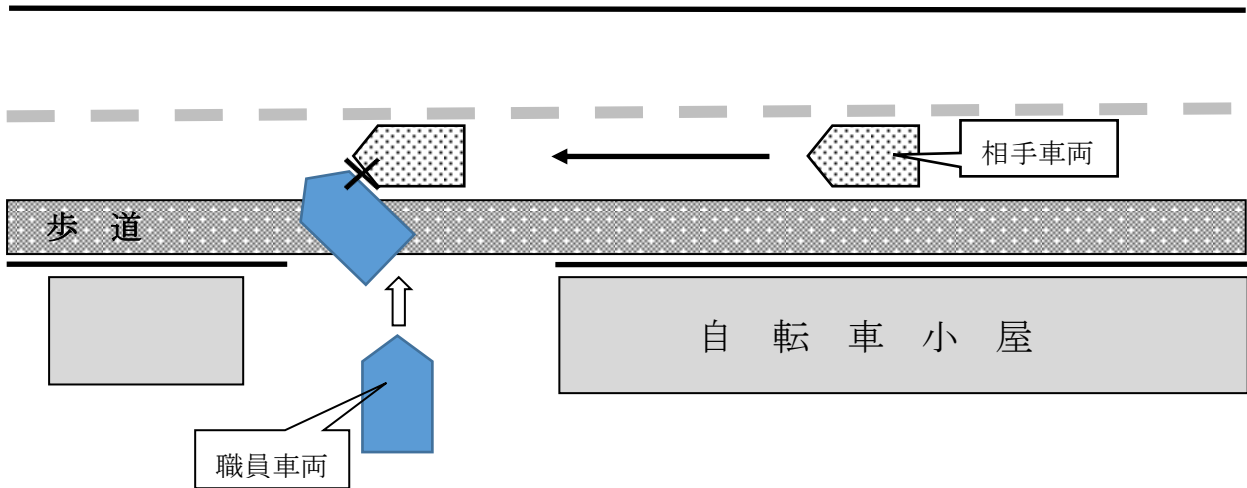
出退勤途上 18件 交差点 16件

◆ 状況・傾向

令和3年度11月30日現在の交通事故発生件数は46件で、内31件が加害事故となっており、昨年度と比較すると発生件数は6件増加しております。11月は、事故発生件数4件中2件が加害事故となっており、十分な車間距離や目視による安全確認などをしていれば避けることができた事故と考えられます。1月は、寒さが厳しくなり積雪が予測されます。雪道を走行する際には、スタッドレスタイヤなど十分な装備での走行を心がけ、いつもより心と時間にゆとりを持って運転するよう注意喚起をお願いします。また、冬季の出勤は、日の出の時間帯と重なり東方向へは慎重な走行が必要になります。合わせて注意喚起をお願いします。

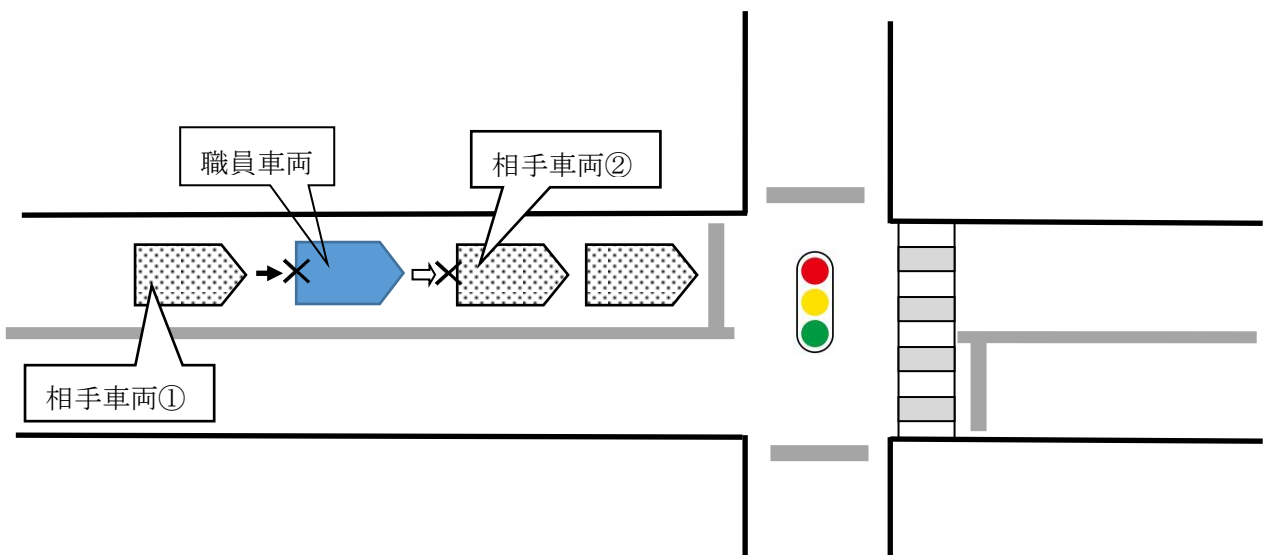
(事例1) 退勤時、自家用車で校舎敷地内の東門を左折する際に、右方より来た相手方車両に気づかず、車体右前部と相手方の乗用車左前部分が衝突した。

→ 職員が一旦停止し、左右の安全確認を充分に行っていれば、防ぐことができたと考えられる。



(事例2) 出勤時、点滅信号交差点前で前方の車が急ブレーキをかけたため、当該教諭もブレーキをかけ停車したところ、後方の車が当該職員の車後方に追突し、更に前方の車に追突した。

→ 職員が信号の状況を確認しながら、走行速度や車間距離に注意していれば、防ぐことができたと考えられる。



(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

令和3年度末教職員退職者関係書類の提出について (依頼)

このことについて、三重県教育委員会事務局市町教育支援・人事監から依頼がありましたので、下記により提出いただくようお願いします。

記

1 提出書類

令和3年度末教職員退職者名簿 (様式D) … 3回とも提出

※該当者がいない場合も3回とも提出願います。

2 提出期日

第1回 令和3年12月21日 (火) 17:00 (電子ファイルで提出)

第2回 令和4年 1月13日 (木) 17:00 (電子ファイルで提出, 変更のない場合も提出)

第3回 令和4年 1月20日 (木) 17:00 (電子ファイルで提出, 変更のない場合も提出)

3 提出先

鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課

教職員G 瀬古の個人アドレスまで tsuyoshi-seko@city.suzuka.lg.jp

4 その他

- ・名前は、戸籍に記載されている正確な字を使用すること。
- ・勤務年数は、人事記録カード等により正確にカウントすること。
- ・様式Dで2回目以降に変更のある場合は追加・変更箇所を網掛けしてください。
- ・様式Dの中に含まれる【早期】は、令和3年12月7日付鈴教学第2250号で送付した「令和3年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項」による退職を指します。

【事務担当：学校教育課 教職員G Tel 382-7618】

(様式D)

令和3年度末教職員退職者名簿
() 月 日) 現在
() 教育委員会

職員番号	番号	地域名	小中別	職種	勤務箇所	名前	性別	年齢 (R4.3.31 現在)	勤務年数 (年月)	定年 早期 普通の別	備考
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	13										
	14										
	15										
	16										
	17										
	18										
	19										
	20										

- (注)
1. 小学校全職種に続けて中学校全職種を記入すること。
 2. 職種は、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・事務職員の順に並べること。
 3. 一部の者については、感謝状の資料となるので、名前は特に正確に記すこと。
 4. 割愛退職者については、備考欄にその旨を記入のこと。
※ここでの割愛退職者は「他府県」「他市町」「県立」への採用者をいう。
ただし、東京都は割愛退職ではなく、普通退職扱いとなる為、様式E-1の県外等欄には計上しない。
 5. 再任用予定者は、備考欄に「再任用予定」と記入すること。
 6. 本年度再任用者は最後に記入し備考欄に「再任用から退職」と記入する。
 7. 勤務年数は退職手当条例によること。
 8. 備考欄には、名前欄の名前の字体が異なるものについて、正しい字体を記入する。
正しい字体の報告は、早期退職締め切り日の報告時に合わせて行う。

(様式D)

令和3年度末教職員退職者名簿

(月 日) 現在

() 教育委員会

職員番号	番号	地域名	小中別	職種	勤務箇所	名前	性別	年齢 (R4.3.31 現在)	勤務年数 (年月)	定年 早期 普通 の別	備考
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	13										
	14										
	15										
	16										
	17										
	18										
	19										
	20										

〇〇小 △△中のように記入
「学校」は不要

姓と名の間は1字あける。

男女の別を記入

定年
早期
普通
と記入

小学校は
中学校は
と記入

校長
教頭
主幹
指導教諭
教諭
養護教諭
栄養教諭
学校栄養職員
事務職員
と記入

15年3ヶ月の時は
15. 03と記入。
18年11ヶ月の時は
18. 11と記入。

割愛退職者は、
〇〇県へ
△△市へ
県立へ
と記入

- (注) 1. 小学校全職種に続けて中学校全職種を記入すること。
2. 職種は、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・事務職員の順に並べること。
3. 一部の者については、感謝状の資料となるので、名前は特に正確に記すこと。
4. 割愛退職者については、備考欄にその旨を記入のこと。
※ここでの割愛退職者は「他府県」「他市町」「県立」への採用者をいう。
ただし、東京都は割愛退職ではなく、普通退職扱いとなる為、様式E-1の県外等欄には計上しない。
5. 再任用予定者は、備考欄に「再任用予定」と記入すること。
6. 本年度再任用者は最後に記入し備考欄に「再任用から退職」と記入する。
7. 勤務年数は退職手当条例によること。
8. 備考欄には、名前欄の名前の字体が異なるものについて、正しい字体を記入する。
 正しい字体の報告は、早期退職締め切り日の報告時に合わせて行う。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和3年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項等の
送付について(依頼)

このことについて、三重県教育委員会教育長から依頼がありましたので送付いたします。

ついては、貴職より該当職員に御周知いただき、定年前早期退職を希望される方がいましたら、下記により御提出願います。

記

- 1 提出書類
 - ・早期退職希望者の募集に係る応募申請書 … 1部
- 2 提出期日
 - ・令和4年1月20日(木) 17:00 必着
- 3 提出先
 - ・鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員G(瀬古)
- 4 送付文書
 - ・令和3年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項
 - ・応募申請書
 - ・令和3年度定年及び定年前早期退職の概要一覧表
 - ・定年前早期退職者募集に係る手続き及び記入上の注意について
 - ・定年前早期退職者募集に係る事務手続きについて

【事務担当：学校教育課 教職員G Tel 382-7618】

令和3年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項

三重県教育委員会

この要項は、教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図ることを目的として、早期退職者を募集（公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和30年三重県条例第11号。（以下「退職手当条例」という。））第8条の3第1項）することについて必要な事項を定めるものとする。

1 募集の対象

一般職に属する公立学校職員（以下「職員」という。）で、令和4年3月31日現在において勤続期間が20年以上であって、年齢が45歳以上の職員とする。ただし、次のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ・ 非常勤職員
- ・ 臨時的任用職員
- ・ 令和4年3月31日までに定年に達する職員
- ・ 令和3年12月10日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月10日から令和4年1月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

なお、勤続期間の計算については、退職手当条例第7条の規定によるものとする。

2 優遇措置

退職手当条例第4条に基づき退職手当基本額を算出する。ただし、勤続期間が25年以上の者には退職手当条例第5条を適用する。

また、退職手当条例第5条の3に基づき早期退職の特例措置（定年前1年につき3%加算（上限45%）。ただし、定年前1年の者は2%）を適用する。

3 募集の期間

令和3年12月10日（金）午前9時から令和4年1月18日（火）午後5時まで

4 退職すべき期日

令和4年1月4日（火）から令和4年3月31日（木）まで

- ・ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ・ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがある。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（第1号様式の2（第9条の3関係））（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に所属長に提出する。
- (2) 県立学校の所属長は、職員から提出された応募申請書を令和4年1月25日（火）午後5時までに県教育委員会へ提出する。
- (3) 小中学校・義務教育学校の所属長は、応募申請書を、市町等教育委員会を經由して令和4年1月25日（火）午後5時までに県教育委員会へ提出する。
- (4) 選定後、令和4年2月17日（木）（予定）までに認定又は不認定の通知書を交付する。なお、応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定となる。
 - ・ この募集実施要項に適合しない場合
 - ・ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ・ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - ・ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（第1号様式の3（第9条の3関係））を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 その他

その他この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

令和3年度 定年及び定年前早期退職の概要一覧表

校長会資料

(教育委員会)

区 分			基 準		優 遇 措 置	退職発令日	応募期間
退職区分	給料表	職 種	年 齢 (R4.3.31現在)	勤続期間	退職手当基本額の適用条項		
定年	高教	全職員	60歳以上	勤続25年以上	5条	令和4年3月31日 (定年に達した日から令和4年3月30日までにその者の非違によることなく退職した場合は、定年と同様とする)	
	中小教			勤続11年以上25年未満	4条		
	行政 学栄 現業			勤続11年未満	3条		
早期退職 (応募職員)	高教	全職員	45歳以上	勤続20年以上25年未満	4条、 5条の3 (定年前1年につき3%加算 ただし、定年前1年の者は2%加算)	令和4年1月4日 ~	令和3年12月10日 ~
	中小教 行政 学栄 現業			勤続25年以上	5条、 5条の3 (定年前1年につき3%加算 ただし、定年前1年の者は2%加算)	令和4年3月31日	令和4年1月18日

校長会資料

定年前早期退職者募集に係る事務手続きについて（小中学校・義務教育学校用）

令和3年12月2日
三重県教育委員会事務局
教職員課

令和3年度公立学校職員の定年前早期退職者募集

○対象職員

45歳以上かつ勤続年数20年以上

○募集期間（所属長（校長）受付け）

令和3年12月10日（金）9時～令和4年1月18日（火）17時

○退職発令日

令和3年1月4日（火）～令和4年3月31日（木）

1 認定までの流れ

（1）職員

○応募申請書（以下「申請書」という。）の提出

- ・令和4年1月18日までに所属長（校長）へ申請書を提出。（ただし、退職希望日が令和4年3月30日以前の場合は速やかに提出。）
- ・応募年月日は、所属長（校長）へ提出する日（予定日）を記入する。
- ・応募の取下げは、退職すべき期日までの期間であれば可能。

（2）所属長（校長）

○申請書の受理、市町等教育委員会へ送付

- ・定年前早期退職者募集に該当するか確認のうえ受理する。

年齢：45歳以上

勤続年数20年以上（事務職員に確認する。）

- ・申請書の受理日を「受理年月日」の欄に記入する。

※実施要項において応募する職員は募集の期間内に申請書を所属長（校長）に提出することとしており、令和4年1月18日17時までに所属長（校長）へ提出された申請書は有効となることから、所属長（校長）が受理年月日を記入することとする。なお、受理番号については、三重県教育委員会が記入することとする。

- ・退職希望日が、令和4年3月30日以前の場合は、受理後速やかに市町等教育委員会に連絡のうえ送付する。
- ・令和4年1月18日（最終日）17時までに受理した申請書を速やかに市町等教育委員会送付する（令和4年1月21日には市町等教育委員会へ提出する）。

(3) 市町等教育委員会

○申請書の受理、市町等教育支援・人事担当へ送付

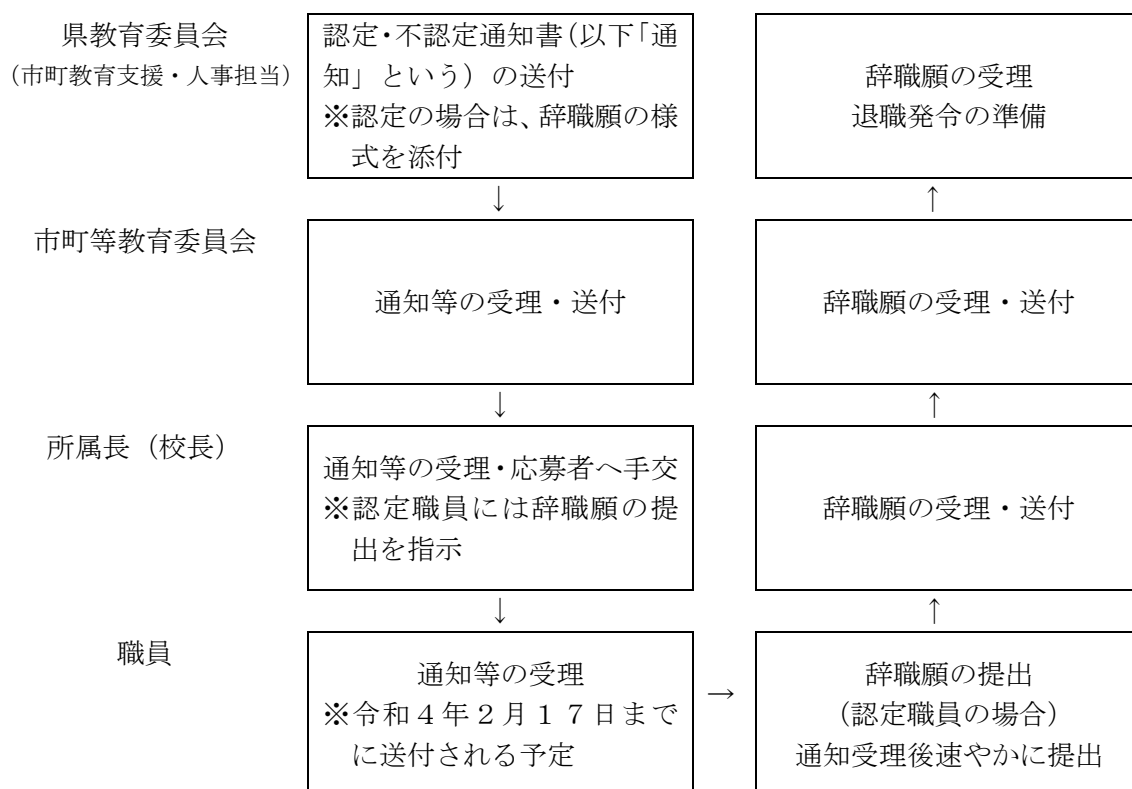
- ・定年前早期退職募集に該当するか確認する。
- ・退職希望日が、令和4年3月30日以前の場合は、受理後速やかに県教育委員会（市町等教育支援・人事担当）に連絡のうえ送付する。
- ・各所属長（校長）から提出された申請書を取りまとめ、令和4年1月25日17時までに、県教育委員会（市町教育支援・人事担当）へ送付する。

※令和4年1月25日17時までに県教育委員会（市町教育支援・人事担当）必着とするが、令和4年1月18日17時までに所属長（校長）が受理した申請書は有効となることから、県教育委員会（市町教育支援・人事担当）への申請書到着が遅れる可能性のある場合は必ず期日前に一報のうえ、申請書の到着状況を確認する。

(4) 県教育委員会

- ・申請書の受理
- ・認定・不認定を判断し、その結果を通知する。
- ・認定者には、認定通知書に辞職願の様式を添付して送付する。

2 認定後の流れ

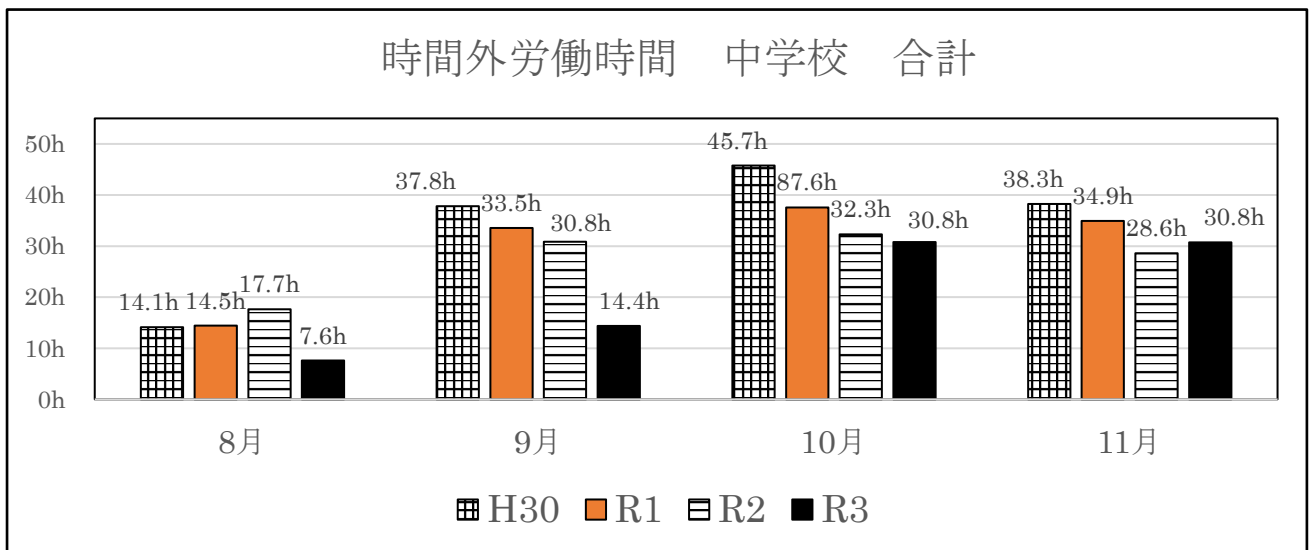
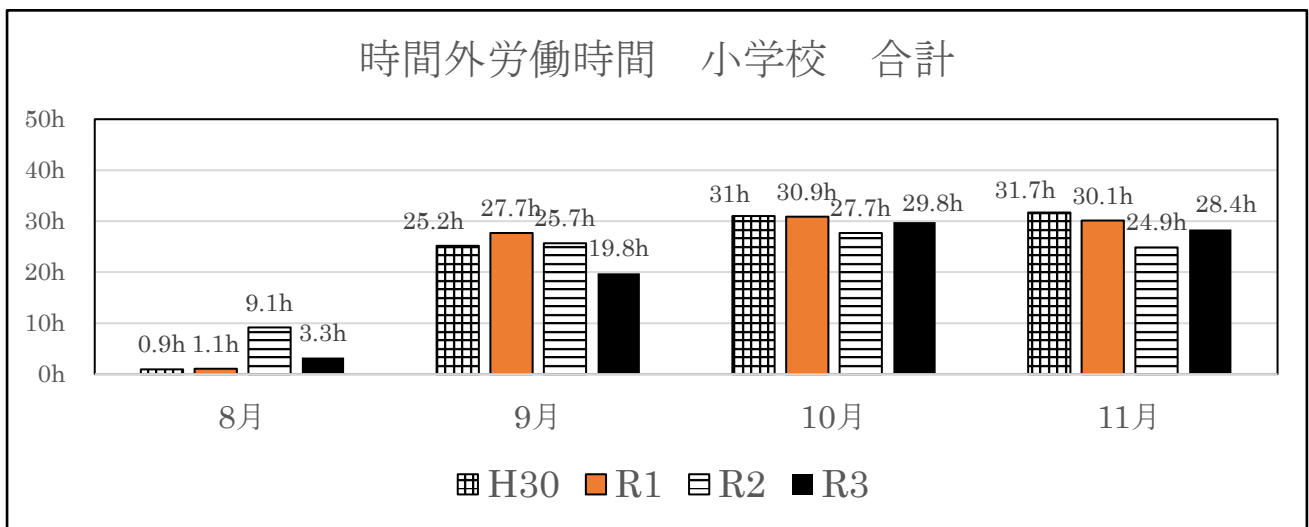
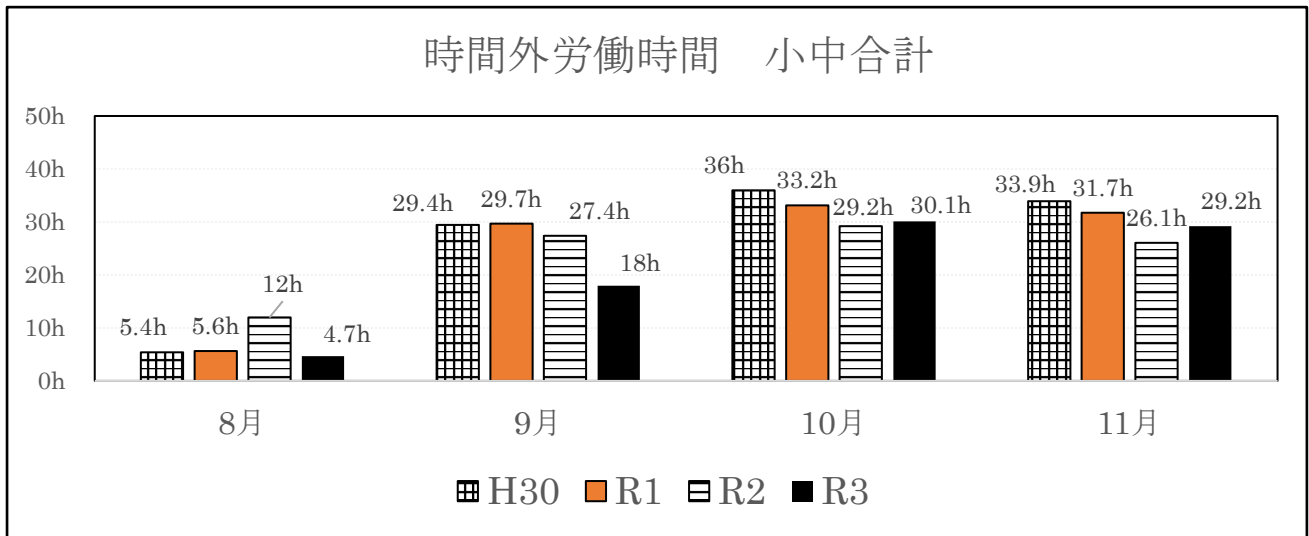


3 その他

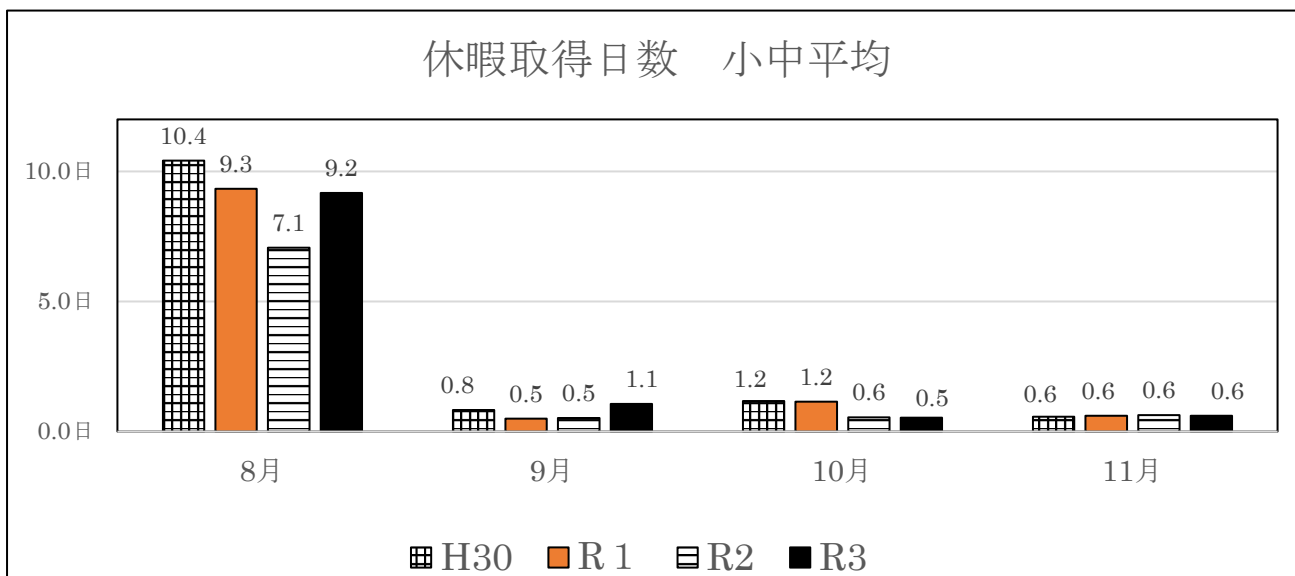
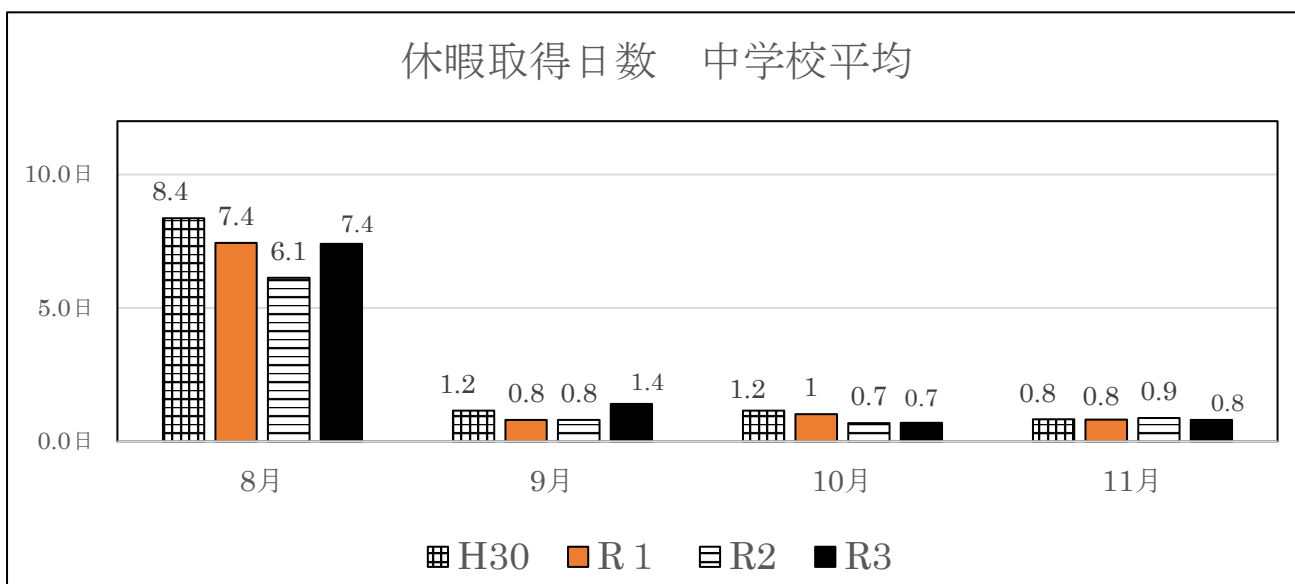
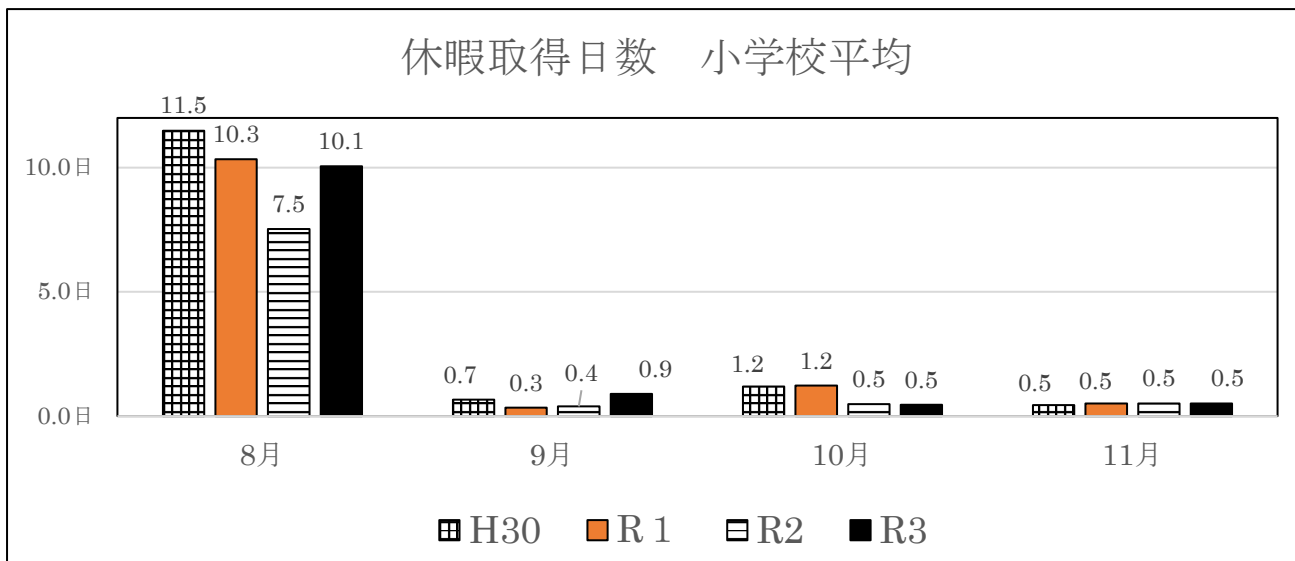
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則に定めるその他の様式等については、必要に応じて送付する。

時間外労働時間縮減の取組状況について

1 時間外労働時間 (月平均時間) <目標値: 1人当たり 30時間以下>

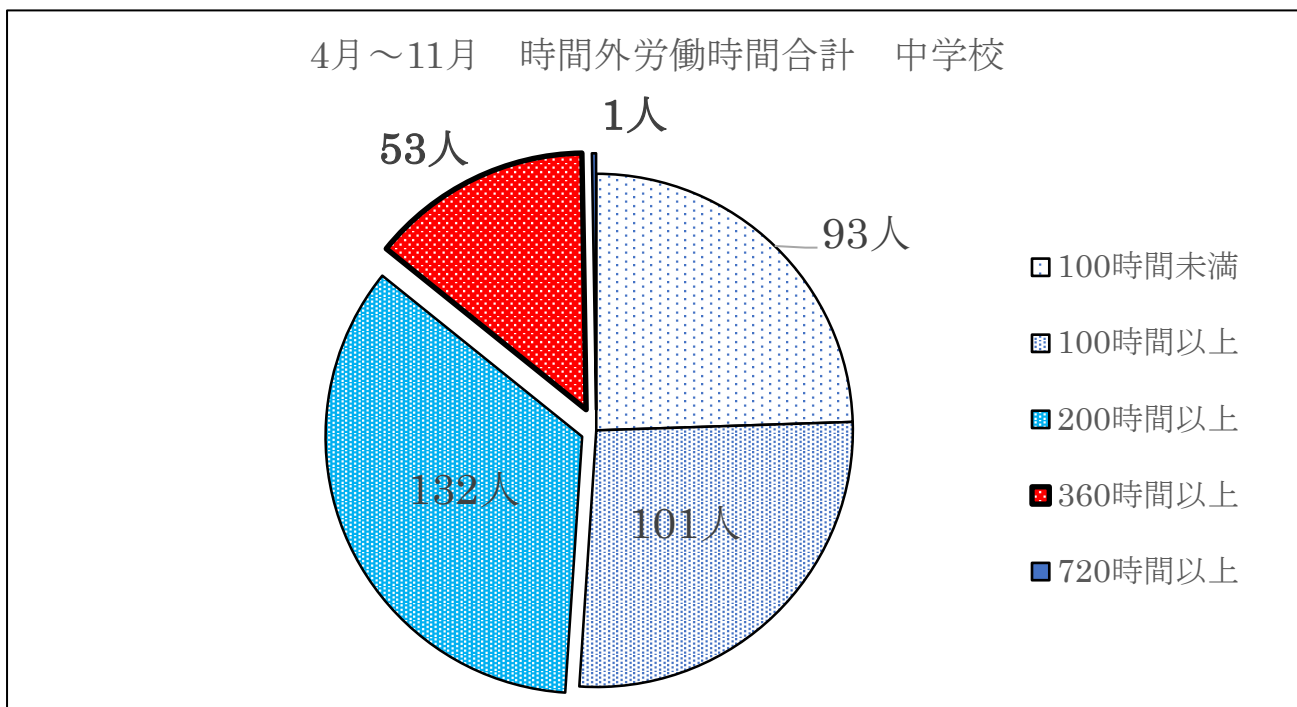
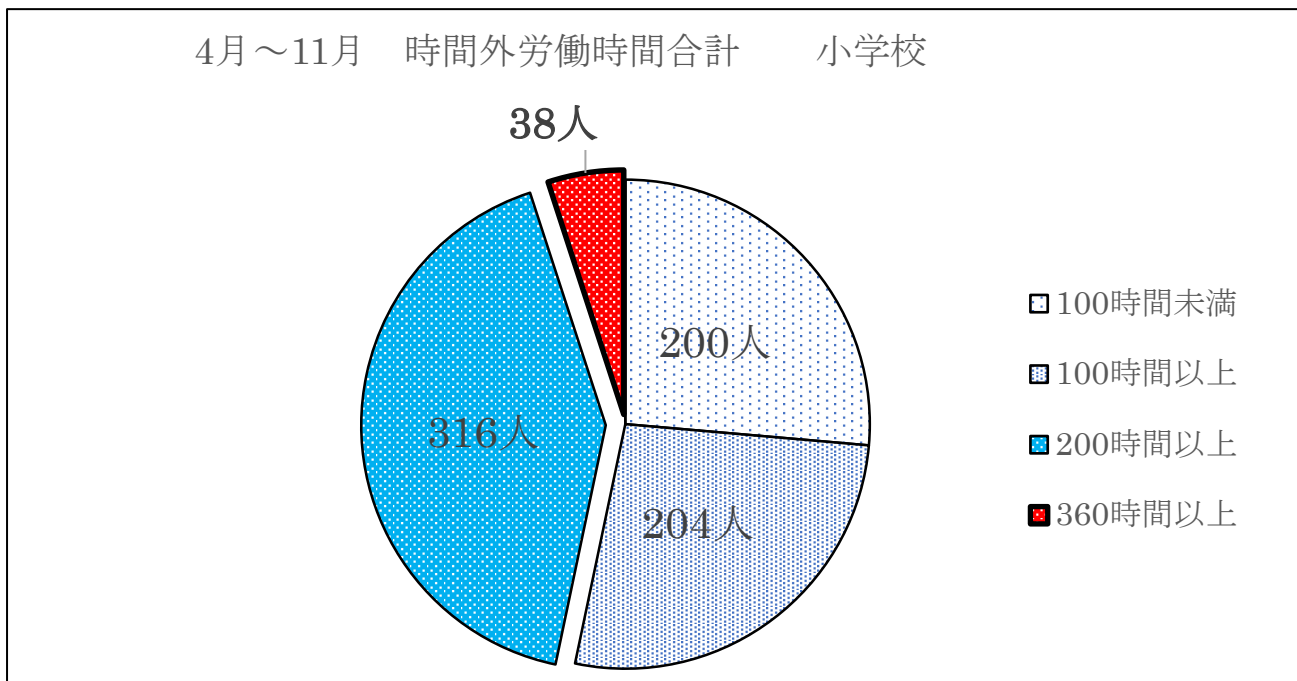


2 休暇取得日数（年平均日数） <目標値：1人当たり 22日>

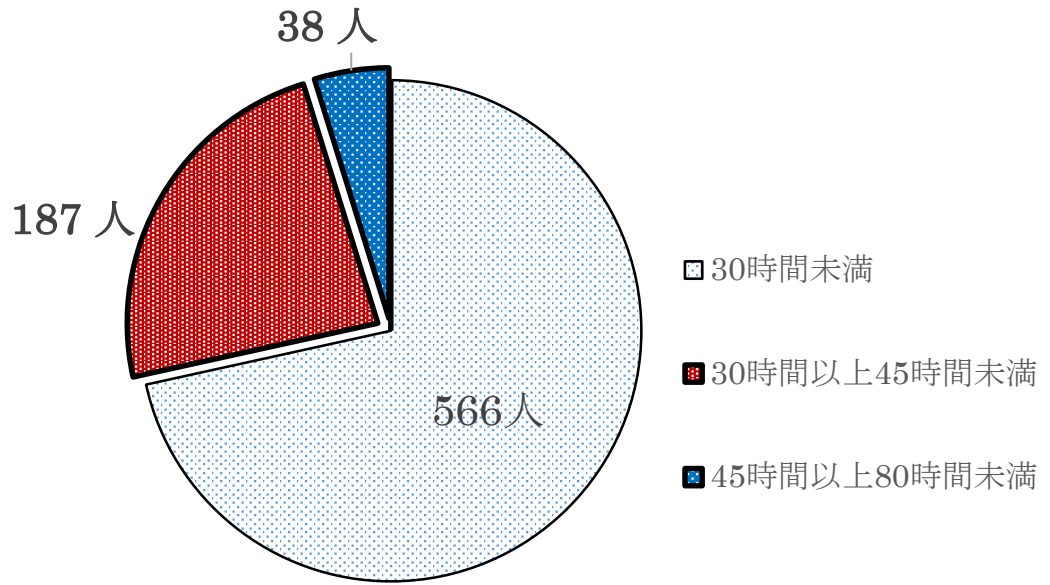


3 時間外労働時間（月平均・延べ人数）

<目標値：年 360 時間，月 45 時間を超える人数 0 人>



4月～11月 1か月ごとの平均時間外労働時間 小学校



4月～11月 1か月ごとの平均時間外労働時間 中学校

